

### 第三者評価結果

事業所名：相模原市立相模原保育園

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画は、特に保育所保育指針にある10の姿を目指し、0歳児から6歳児までのねらいを一連の流れとして捉えて作成しています。児童憲章や児童の権利に関する条約などの趣旨を踏まえ、保育所の理念、方針をもとに児童福祉法、保育所保育指針、保育マップを考慮して作成しています。計画作成にあたっては、家庭調査票やプロフィールシートを活用し、子どもの姿や家庭環境、在園時間が長い子の保育、配慮の必要な子どもと家庭環境があることを十分に考慮しています。地域支援、保護者支援、小学校との連携も大切に作成しています。全体的な計画は毎年度末に内容の確認・検討を行い、振り返りをもとに作成し、全職員に説明して、共通理解を持って保育にあたるように努めています。計画は、年齢ごとの子どもの保育目標、発達過程に沿った養護と5つの領域（教育）を掲げて、長期的な見通しで子どもの主体性を育む保育につなげています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園舎は採光良好で、各クラスとも明るく静かな環境になっています。外気温、室温、湿度を熱中症指数計を用いて確認し、併せて子どもたちの発汗や顔色などを見ながら、体調を把握し戸外の活動には遮光ネットを使用しています。定期的に換気を行い、感染症対策に努めています。保育室内、共有スペースの環境消毒を1日2回、相模原市感染症対策課の指導のもと、次亜塩素酸ナトリウム消毒液を用いて行っています。午睡用布団については布団乾燥業者に布団乾燥を依頼し、保育終了後に布団庫の換気を行い、衛生管理に努めています。保育室は、年齢、発達に見合った仕様に変更しています。一人ひとりの保育時間や生活リズムを考慮し、活動や休息等がとれる環境構成設定に努めています。幼児ランチルームでは感染症対策のため飛沫防止用のパーテーションを使用しています。トイレ、手洗いは年齢ごとの仕様で、清潔、安全に配慮されています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの心身の成長や課題については入園時の家庭との面談や家庭調査票、プロフィールシートを活用し、生育歴や発達状況を把握し尊重しています。送迎時のコミュニケーションや連絡帳で家庭と園での状況を共有し、日々の生活を送れるよう配慮しています。担任との信頼関係、愛着関係を築き、子どもの思いを汲み取り、気持ちを認め、感情の表出についても十分に受け止めています。保育士は、子どもの気持ちに寄り添い、うまく自分の気持ちを伝えられない子どもの言葉を代弁し、肯定的に言葉を受け止めるなど、子どもとの信頼関係が育つように努めています。子どもの個性や年齢に応じて理解できる言葉で端的に伝え、穏やかな口調で子どもが話を聞けるようにしています。子どもの人権を傷つけたり個性を否定するような言葉づかいなどに対してマニュアルの読み合わせや自己評価で「田の字ワーク」を行うなど職員間で共通理解を図り、よりよい言葉かけができるよう努めています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園では年間指導計画、月間指導計画、児童票をもとに、子どもの発達に合わせた食事、睡眠、排泄、身支度などの援助を行っています。子どもが日々の生活の中で楽しく生活習慣を身につけられる工夫として食事のお皿ピカピカ大会、絵本から用いたもったいないばあさんなど啓発活動の取組をしています。朝の視診、連絡帳の記載をもとに日々の様子を把握し、一人ひとりの体調を考慮して活動内容を設定しています。日常の着替え、片付けなどでは、子どもが自分でしてみようという気持ちを大切にしています。保育士は、子どもができた時には褒め言葉をかけ、子どもが興味、関心を持てるように工夫しています。生活習慣の中におけるトイレトレーニングでは、保育士が子どもの様子を見て声をかけ、自分でトイレでの排泄ができたという喜びを意欲につなげるようにしています。手洗いの大切さや虫歯の話をパネルシアターや絵本などで楽しみながら生活習慣の大切さが伝わるようにしています。</p>	

【A5】 A-1-(2)-④  
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

保育室には各年齢に見合ったおもちゃなどが用意され、子どもが年齢や発達に応じて興味・関心を持ち、主体的に遊べるようにしています。幼児はオープン保育の中で乳児はクラス内で様々な素材や楽器を用意したコーナー設定を行い、子どもが自由に活動を選び、表現して楽しめるようにしています。3～5歳児では自由遊びやルールのある遊びを楽しむ中で友だちとの関係性が育まれるよう支援しています。リズム運動、体操やウレタン積み木・巧技台のサーキットを行うなど、子どもがのびのびと体を動かすことができます。大型パルーン遊びでは友だちと共同する経験や様々な遊びを通して友だちと関りやルールが育まれるようにしています。図鑑を用意し、グッピーやカブト虫、カエルの飼育や草花の栽培で観察ができるようにしています。年長児は七夕の笹を地域の方にいただいたり、お世話になった方々に感謝の手紙を送るなど、地域の方と接する機会を設けています。

【A6】 A-1-(2)-⑤  
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

家庭との連携が大切な0歳児については、送迎時の保護者との会話などから子どもの家庭での状況を把握するほか、24時間の生活を見ることのできる連絡帳により子どもの健康状態や様子など家庭と密に連絡を取り合い、職員間で周知し、体調の変化等にすぐ気が付けるようにしています。食事・休息、活動によって場を分け、子どもの月齢や成長、発達の差による生理的リズムなどにも配慮した保育を行い、子どもの心身の発達が促されるように努めています。できるだけ同じ保育士が子どもとかわるよう努め、子どもとの愛着、信頼関係を作り、子どものストレス軽減につなげています。また、スキンシップを大切に、排泄後には「気持ち良かったね」など言葉をかけるかわりも大切にしています。0歳児クラスでは、子どもの生活リズムや発達状況に応じた個別指導計画を作成して、子どもの心身の発育に関する情報を担任間で共有し、保育にあたっています。

【A7】 A-1-(2)-⑥  
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

1、2歳児の保育では、保育士が子どものやりたい気持ちを肯定的に受け止め、共感・代弁・仲立ちすることで友だちとの関わりを楽しめるようにし興味のある遊び等へ誘っています。安全チェックリストを活用し、戸外や室内で安全に探索ができるよう配慮し、畳、フローリング等場所を分けて遊びのコーナーを設定して子どもが自分で遊びを選択できるようにしています。合同保育での異年齢保育や乳児クラス間、幼児クラスとの異年齢交流での関わりを通し、憧れや思いやりの気持ちをそれぞれがもてるようにしています。戸外活動では自由遊びで、子どもが主体的に遊べる工夫をしています。保育士といっしょに遊び、ごっこ遊びをする中で、友だちとかかわる機会になるように工夫しています。散歩時の近隣の方との挨拶、給食調理員や実習生など保育士以外の大人とのかかわりを楽しむ機会にしています。連絡ノートや送迎時の会話を通じて保護者と連携を取るよう努めています。

【A8】 A-1-(2)-⑦  
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

3歳児以上はオープン保育を実施しており、子どもが興味のある遊びに主体的に取り組めるよう、コーナーを設定し、楽しめる環境にしています。3歳児の保育については、オープン保育の前にクラス保育で、基本的な生活習慣の自立や好きな遊びを選んで遊びこめるようにし、個別に関わっています。4歳児では、ルールのある遊びや考える必要のある遊びを取り入れています。当番活動など自分の役割を果たす充実感を味わい自己肯定感がはぐくまれるように保育士は言葉かけなどに工夫をしています。5歳児では、子ども同士で話し合う機会を設け、活動や行事への取組に向け、仲間と何かをする楽しさを感じたり、友だちと協同して、達成感や喜びを感じられるようにしています。子どもの活動の様子は、園だより・クラスだよりの配布、ドキュメンテーションの掲示等で保護者に伝えています。小学校へは園だよりを配布し、園の活動を知ってもらうようにしています。

【A9】 A-1-(2)-⑧  
障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

園内は点字ブロック、階段の手すり、多機能トイレの設置をしバリアフリー構造になっています。集団生活が難しい子どもには、支援室を個別対応するスペースとしても活用しています。配慮が必要な子どもについては、個別指導計画を作成し計画にもとづいて保護者と面談し、課題について共有しています。また、個別の指導計画で立案したねらいをクラスの月間指導計画や個別配慮に反映させています。職員は障害に関するコーディネーター研修等を受講し、障害のある子の理解や関わり方を学び、それを他の職員にも報告しています。園では子どもが安心して生活できる環境を用意し、子どもが園生活を快適に過ごせるように配慮しています。保護者と連携を密にし、専門機関の助言を受けて保育に取り入れ、職員会議などで情報共有し、子どもとその保護者の気持ちに配慮した対応を心がけています。保護者からの相談内容に応じて専門機関の支援につなげたりするなど、子どもと保護者に適切な情報を伝えその後も連携を取り支援するなどの取組を行っています。

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 長時間、園で過ごす子どもに対してスキンシップを十分に取り入れ、家庭的な雰囲気大切にしています。子どもの興味に合わせた活動を毎月の月案に反映させ、保育室内には、子どもがゆったりと過ごせるように、マットなどを敷き、落ち着けるコーナーを設けています。延長保育では、補食を提供して、子どもの心身の欲求が満たされるように配慮しています。オープン保育を行い、縦割りのグループでの活動や、日々の生活の中で異年齢児の関わり合いがもてるようにしています。年上の子どもが年下の子どものお世話をするなどの交流も見られます。当番ノート、怪我の記録、連絡タイムにて、引き継ぎや園全体での伝達、情報共有を行い、必要に応じて担任から連絡ができるよう職員間で連携しています。職員は子どもが主体的に活動ができるように安全に配慮して見守っています。けやきっカードや個人面談などの機会を通じて、子どもの姿について共有し、家庭と園との連携を図っています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画には、幼児期の終わりまでに育てたい姿10項目と小学校との連携について記載されています。また、5歳児クラスでは、年度の後半に就学を見据えた指導計画を立案して取り組んでいます。小学校をイメージできるような取組として、散歩の際に立ち寄り、学校・園だよりを届け合う、小学校から手作りの「小学校図鑑」や「学校紹介DVD」をもらう等の交流の機会をつくり、子どもが小学校への見通し、期待がもてるようにしています。例年は、小学校に数回訪問して5歳児が小学生と過ごす機会がありますが、コロナ禍の為紙面での交流をしています。保護者には、クラス便りを通じて就学に関する情報や、家庭でも意識してほしい事などを共有しています。さらに、就学に向けて個人面談を実施して、就学への不安軽減に配慮しています。子どもが入学する小学校に提出する在園中の子どもの心身の成長を記録した保育所児童保育要録は、担任が作成しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの健康管理マニュアルと年間保健計画があり、個人の台帳に記録を行っています。入園のしおりに健康管理、感染症について記載し保護者に周知しています。登園時には視診を行い、子どもの健康状態やけがの有無などを保護者に確認しています。降園時には保護者に園での子どもの様子を伝えています。怪我報告書、当番ノート、日誌に記載し保護者に伝達し怪我に関しては再発防止策を考え職員間で周知しています。SIDSに関するポスターを掲示板に貼り出し、保護者が確認できるようにしたり、保育士室内に保健係がまとめたSIDSに関する資料を掲示し、共通の目線で確認できるようにしています。0、1歳児は5分毎、2歳児以上は15分毎に睡眠チェックを行い、うつぶせ寝はその都度態勢を変えています。子どもの既往症や予防接種の状況などは入園時面談や保護者との連絡ノートで把握します。保護者には入園説明会でSIDSについて情報を提供し、注意喚起を行っています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 年齢に応じ 内科健診と歯科健診、身体測定を実施しています。そのほか尿検査等を実施しています。健康診断結果は健康台帳、歯科健診結果は歯科検診票に記載し、園生活を通して子どもの健康について把握しています。保護者には、健康ノートや連絡帳に身長・体重を記録したり、健診後に毎月の身体測定記録票の健診結果を別紙で伝えています。子どもの健康診断の結果について気になることがある時には、全職員に周知しています。内科健診及び歯科健診の実施前に、保護者から気になることの聞き取りをし、医師より回答をもらっています。健康診断時に子どもの成長発達について気になることがある場合は、職員全体に周知し、対応を検討しています。便りや掲示で、健康診断のお知らせや、感染症、健康に関する情報を保護者に知ってもらえるように努めています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 食物アレルギー対応マニュアルにもとづき、保育士・調理員・保護者と面談を行い、相模原市保育所等における食物アレルギー疾患生活管理指導表を活用し、医師の指示に沿った対応ができています。年に2回アレルギー児の保護者と面談を行い、状況を確認し、受診時は情報を共有しています。入園時の面談などで現在アレルギーのない子どもの保護者に対しても丁寧に説明し園でできることを伝えています。毎年アレルギー研修等を受講し、その内容を園内研修を通して、全職員に周知しています。園内研修で、エピペンの使用方法を確認し、緊急時に備えています。他児に対してアレルギー児の隣で食べられない理由を伝えています。クラス内と事務室にアレルギー個別対応票を掲示し、慢性疾患、痙攣などの有無を一覧表にして緊急時に備えています。子どもに慢性疾患、既往症のある場合は個別面談を実施しています。誤食がないように配膳は複数の職員で行い、席の位置を工夫し、職員同士が確認の声かけをするなどしています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 食育年間計画を作成し、月案や日誌に反映しています。給食会議・食育会議を開催し保育士と調理員の連携を図り、子どもたちが豊かな経験ができるよう情報を共有しています。野菜の栽培を行い給食の食材に使用したり、給食で使用した玉ねぎの皮で染物を実施しています。ランチルームでは、調理員が対面で配膳し一人ひとりに合わせた量を盛り付けています。自分で食べられる量を選択でき小食の子どもも完食した、という達成感が味わえるようにしています。使いやすさ、耐久性・耐熱性に優れたPEN食器を使用しています。乳児では指先の発達を促すよう、野菜の皮むきを体験したり、幼児では食への興味関心を引き出せるよう、食材に触れて自分たちで調理をしたりするなど、年齢に応じた取組をしています。園内に食育コーナーを設け、人気メニューの掲示やレシピの配布、食育の啓発として食をテーマにした季節感のある掲示をしています。送迎の際、喫食状況を保護者に伝え、家庭での状況を確認しています。保護者には、給食便りを通じて園の食に対する取組について理解してもらえるように努めています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 食事は子どもの状態に適した大きさや柔らかさに調整するなど、個別の対応をしています。残食は給食調理員が指示書に記入し、担任は、日誌の給食欄に摂取状況を記入しています。市の栄養士が旬の食材を利用し、季節感のある献立を考えています。季節の食材などは、実物に触れる機会を設けています。調理員は提供する食事の調理法を工夫し次の献立作成につなげています。献立は、旬の食材を使い、季節感を感じられるように配慮しています。また、行事にちなんだ献立を取り入れて、盛り付けや彩りなど見た目にも楽しく、子どもが食に対して興味を持てるように工夫しています。旬の食材を使用したメニュー（鬼っ子カップケーキ、チョコブラウニー、お月見蒸しパン、おはぎなど）を取り入れています。保育課栄養士や調理員が定期的に巡回を行い、食事の様子を見て食事の好みを把握しています。調理員は食品衛生責任者を担い、大量調理マニュアル・調理業務作業基準をもとに、給食の提供が適切に行われています。	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<コメント> 園では、保護者との送迎時の会話を大切に、連絡帳や保育情報ボード、ドキュメンテーションなどを活用し、保護者と子どもの様子について連携を取っています。また、自分の子ども以外の子どもの園での活動ぶりや成長の姿も保護者に知ってもらえるように努めています。降園時には、その子どものエピソードを保護者に伝えられるように努め、保護者との信頼関係を築いています。登降園ノートや面談記録用紙・育児相談用紙に必要なことを記録として残すとともに、連絡タイムやケース会議等で話し合い、職員間の周知・情報共有をしています。個別面談の常時受け付け等、保護者の相談にいつでも対応できるようにしています。クラス便り、園便りの発行等で園の保育方針や保育理念、クラスの目標・ねらい等を伝え、園の活動を理解してもらえるようにしています。それぞれの家庭状況に合わせて対応しながら、職員は、話しやすい雰囲気の中で保護者の気持ちに沿った対応を心がけています。家庭との連携について現状で可能なことは努めています。公立園としてなかなかデジタル化が出来ていないこともあり、園としてコロナ禍での保護者との情報交換について課題としています。今後、検討のうえ、より一層連携が進められるよう期待します。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<コメント> 園では日々の送迎時の会話を大切に、保護者との信頼関係を築くよう取り組んでいます。子どもの話だけでなく、保護者の就労状況や家庭状況、体調や気持ちの変化にも配慮して、声かけに努めています。保護者から相談を受けた時は丁寧な対応を行い、必要に応じて専門職員も同席して相談の場を設けるようにしています。育児相談なども実施し、相談内容は個人ファイルに記録しています。相談に対して具体的なアドバイスを行い、継続的にフォローするよう努めています。職員は受けた相談を主任や園長に報告し、必要に応じて職員間で共有して、同じ対応ができるようにしています。園では、保護者との信頼関係をさらに高めることが必要と考え、今まで以上に関係性を築けるようにこれからも努めたいと考えています。	

<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 園では事務室に虐待早期発見・対応の手引きを置いて職員がすぐ見られるようにしています。送迎時の保護者との会話、家庭調査票や連絡帳などで家庭での状況を把握しています。登園時の視診で、子どもにけがなどがある場合には保護者に確認をしています。保育中には、着替え時にあざなどがないか確認し、子どもの機嫌や何気ない会話にも注意を払っています。子どもに虐待の兆候が見られた場合には、園長に報告し、必要に応じて児童相談所など関係機関と連携をとれる体制を整えています。情報は職員間で共有して、園全体で統一した対応方針を決めています。気になる保護者には声をかけ、保護者の気持ちに寄り添い、心のケアにも努めています。児童相談所勤務経験のある職員が在籍しているため、虐待等権利侵害が疑われる際の対応について自主研修を実施、また外部研修も受講し、児童憲章の読み合わせを行うなどして虐待に関する知識を深めています。</p>	

### A-3 保育の質の向上

<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 各クラスの担任は、週案や月間指導計画の評価反省で定期的に保育実践を振り返っています。また、前期後期で行う園の自己評価表、自己評価チェック表（職位ごと）、自己点検表をまとめ、職員会議などで周知し情報共有することで、一人では気づくことができなかった保育の課題に気づく機会を持つなど、自身のスキルアップにつなげています。日々の保育の中で、子どもの気持ちをしっかり把握して、その思いに寄り添い、意欲を尊重した保育をすすめています。各指導計画に対する保育の実践については、クラス会議や乳児・幼児会議、職員会議で意見交換を行い、主体的に日々の保育の振り返りを行っています。保育の各指導計画は、子どもの姿や子どもの意欲をベースにして作成し、記載された内容については園長の助言や指導を受け、保育の質の向上につなげています。職員個々の自己評価を踏まえ、園としての自己評価を実施しています。</p>	